津市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

１　必要な措置を講じる義務等

1. サービスの提供により事故が発生した場合は、事業者は津市への報告を含めた関係者への連絡等、必要な措置を講じなければならない。
2. 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
3. 事故の発生について事業者側に責があり、利用者若しくはその家族が損害を被った場合には、その損害の賠償を速やかに行わなければならない。

２　報告方法

1. サービスの提供により事故が発生した場合には、三重県の定める「様式１　事故報告書」を用いて少なくとも様式内の１から６までの項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに事故報告書（第１報）を作成し、遅くとも５日以内を目安に提出する。
2. 第１報の送付後、状況の変化等必要に応じて、「様式１　事故報告書」を用いて事故報告書（第＿報）を作成し提出する。
3. その後の事故に対する対応状況・経過等について、１ヶ月程度を目途に「様式１　事故報告書」を用いて事故報告書（最終報告）を作成し提出する。
4. 事故報告書は事業者から津市まで電子メールにて提出する。

３　報告を行わなければならない場合

事故が発生したときに、事業者が報告をしなければならない場合は次のと

おりとする。

1. その原因が自己（自傷行為など）又は他者（職員の処遇上の過失や他の入所者の暴力など）によるもの若しくはその原因が不明であるもので、事業所（施設）の内外で発生した骨折、創傷などのサービス利用者の負傷又は死亡事故。ただし、この場合の「負傷」については、医療機関で受診し治療を受けたものに限る。

また、この「死亡事故」については、「老衰による死亡」、「病気によ

る死亡」など明らかに「事故死」とは認められないものは除く。

1. 自然災害（風水害、地震等）、火災、交通事故等により、サービス利用者の生命に重大な状況が発生した場合、又は発生のおそれがある場合
2. サービス利用者が行方不明となった場合
3. 職員の不祥事が発生した場合など（個人情報紛失等を含む）
4. 食中毒及び感染症など法令等により保健所等への通報が義務づけられている場合は、関係法令により対応を行うとともに、上記事故報告様式を準用し、津市へも報告する。